

1. 道路

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	5) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	水循環の確保			
1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)				
2) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。			
	3) 地盤沈下対策を図る。			

	4) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	5) 現存する表土や植生の保全に努める。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 低騒音舗装の整備に努める。			
	11) 防音壁の設置に努める。			
	12) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	13) 高架道路裏面の吸音対策に努める。			
	14) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	15) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
	電波障害、日照障害の防止			
	1) 工事の施工に伴う電波障害、日照障害の防止に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			

	3)汚泥の減量化に努める。				
	4)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。				
	資源の再利用				
	1)建設発生土の有効利用に努める。				
	2)植物廃材の有効利用に努める。				
	3)建設副産物の有効利用に努める。				
	廃棄物の適正な処理				
	1)廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。				
	2)建設残土への廃棄物の混入回避に努める。				
	3)工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。				
基本目標	2.人と自然との共生の確保	配慮時期			
		調査 計画	設計	実施	
個別配慮 目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。				
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握				
	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。				
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。				
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。				
	2)構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。				
	3)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。				
	4)照明による野生動植物への影響の低減に努める。				
	5)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。				
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。				
	3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
	4)自然とのふれあいの場の確保に努める。				
	個別配慮 目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
	個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
		1)必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2)計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。				

	3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			
	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

2. 河川

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1)地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3)工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5)排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8)良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1)広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2)切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3)車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4)防塵シート等の設置や散水に努める。			
個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。			
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1)広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2)雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3)工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4)汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5)工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6)切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7)水生植物による水質浄化に努める。(自然の浄化能力の活用)			
	水循環の確保			
	1)雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
	2)樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める			
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1)土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2)鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地変更の回避に努める。			
	3)地盤沈下対策を図る。			
	4)工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	5)現存する表土や植生の保全に努める。			

個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1)地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2)工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3)早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5)低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8)仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9)消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10)低騒音舗装の整備に努める。			
	11)防音壁の設置に努める。			
	12)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	13)道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	14)駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1)臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1)工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2)PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3)廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4)スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6)環境への負荷の少ない“ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1)建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2)現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3)汚泥の減量化に努める。			
	4)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1)建設発生土の有効利用に努める。			
	2)植物廃材の有効利用に努める。			
	3)建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1)廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2)建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3)工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			

基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握			
	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2)構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。			
	3)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	4)照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	5)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
	4)自然とのふれあいの場の確保に努める。			
個別配慮目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮事項	優れた景観の維持・形成			
	1)必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2)計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3)計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			
	景観の統一性への配慮			
	1)計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2)行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3)緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4)事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査計画	設計	実施

個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

3. 海岸

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常の生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7) 水生植物による水質浄化に努める。(自然の浄化能力の活用)			
	8) 潮流変化に伴う水質汚濁の防止に努める。			
	水循環の確保			
1) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。				

	2)地盤沈下対策を図る。			
	3)現存する表土や植生の保全に努める。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1)地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2)工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3)早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5)低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8)仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9)消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	11)道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	12)駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
個別配慮 目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1)工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2)PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3)廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4)スラグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6)環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1)建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2)現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3)汚泥の減量化に努める。			
	4)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1)建設発生土の有効利用に努める。			
	2)植物廃材の有効利用に努める。			
	3)建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			

	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。				
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。				
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。				
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期			
		調査 計画	設計	実施	
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。				
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握				
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。				
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。				
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。				
	3) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。				
	4) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。				
	5) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。				
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。				
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。				
	個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
	個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
		1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
		2) 計画地が、歴史的建造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。					
景観の統一性への配慮					
1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。					
2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。					
3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。					
4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。					

	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

4. 漁港

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7) 水生植物による水質浄化に努める。(自然の浄化能力の活用)			
	8) 潮流変化に伴う水質汚濁の防止に努める。			
	水循環の確保			
	1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
2) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			

	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	11) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	12) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 汚泥の減量化に努める。			
	3) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			

	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。				
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。				
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期			
		調査 計画	設計	実施	
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。				
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握				
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。				
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。				
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。				
	2) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。				
	3) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。				
	4) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。				
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。				
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。				
	個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
	個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
		1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
		2) 計画地が、歴史的建造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。					
景観の統一性への配慮					
1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。					
2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。					
3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。					
4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすよう努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。					
5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。					

	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1) 地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

5 港湾

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7) 潮流変化に伴う水質汚濁の防止に努める。			
	水循環の確保			
	1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
	2) 雨水利用施設の設置等適正な水循環の確保や適切な水利用に努める。			
3) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			

	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 低騒音舗装の整備に努める。			
	11) 防音壁の設置に努める。			
	12) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	13) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	14) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない“ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3) 汚泥の減量化に努める。			
	4) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			

	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	3) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	4) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。			
	個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。		
個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
	1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2) 計画地が、歴史的建造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			
	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。				

	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

6. 空港

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	6) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	水循環の確保			
	1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透柵の設置、透水性舗装の採用など)			
	2) 雨水利用施設の設置等適正な水循環の確保や適切な水利用に努める。			
3) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			

	2)地盤沈下対策を図る。			
	3)工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	4)農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1)地域住民の日常の生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2)工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3)早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5)低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8)仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9)消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10)低騒音舗装の整備に努める。			
	11)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	12)道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	13)駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1)臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1)工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2)PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3)廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4)スラグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6)環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1)建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2)汚泥の減量化に努める。			
	3)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			

	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	3) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	4) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。			
個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
	1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2) 計画地が、歴史的建造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			
	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。				

	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

7. 埋立・干拓

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	2) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	3) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
7) 潮流変化に伴う水質汚濁の防止に努める。				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
	3) 農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮事項	騒音・振動の回避・低減			
1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】				

	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮目標	(6) 環境への負荷の少ない“ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 汚泥の減量化に努める。			
	3) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握			

	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2)構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。			
	3)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	4)照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	5)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
	4)自然とのふれあいの場の確保に努める。			
個別配慮目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮事項	優れた景観の維持・形成			
	1)必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2)計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3)計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			
	景観の統一性への配慮			
	1)計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2)行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3)緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4)事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3.地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査計画	設計	実施

個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			

8. 農業
農村

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。			
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	8) 水生植物による水質浄化に努める。(自然の浄化能力の活用)			
	水循環の確保			
	1) 雨水利用施設の設置等適正な水循環の確保や適切な水利用に努める。			
2) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。			
	3) 地盤沈下対策を図る。			

	4) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	5) 現存する表土や植生の保全に努める。			
	6) 農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常の生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3) 汚泥の減量化に努める。			
	4) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			

	3) 建設副産物の有効利用に努める。				
	廃棄物の適正な処理				
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。				
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。				
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。				
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期			
		調査 計画	設計	実施	
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。				
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握				
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。				
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。				
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。				
	2) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。				
	3) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。				
	4) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。				
	5) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出				
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。				
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。				
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。				
	個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
	個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
		1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。					
3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。					
景観の統一性への配慮					
1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。					
2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。					

	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

9. 砂
防・治山

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。			
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	水循環の確保			
	1) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める			
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。			
	3) 地盤沈下対策を図る。			
	4) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	5) 現存する表土や植生の保全に努める。			

個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1)地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。[再掲]			
	2)工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3)早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。[再掲]			
	5)低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動の推進に努める。[再掲]			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。[再掲]			
	8)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。[再掲]			
	悪臭の発生防止			
	1)臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1)工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2)PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3)廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4)スラグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6)環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1)建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2)汚泥の減量化に努める。			
	3)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1)建設発生土の有効利用に努める。			
	2)植物廃材の有効利用に努める。			
	3)建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1)廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2)建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3)工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
			配慮時期	

基本目標	2.人と自然との共生の確保	調査 計画	設計	実施	
個別配慮 目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。				
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握				
	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。				
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。				
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。				
	2)構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。				
	3)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。				
	4)照明による野生動植物への影響の低減に努める。				
	5)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。				
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出				
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。				
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。				
	3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
	4)自然とのふれあいの場の確保に努める。				
	個別配慮 目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
	個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
		1)必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
2)計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。					
景観の統一性への配慮					
1)計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。					
2)行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。					
3)緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。					
4)事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。					
5)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。					
公共事業の相互間の調和					
1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。					

基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			

10.公園

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1)地域住民の日常の生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3)工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5)排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8)良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9)道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10)駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1)広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2)切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3)車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4)防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1)広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2)雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3)工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4)汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5)切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	6)造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	7)水生植物による水質浄化に努める。(自然の浄化能力の活用)			
	水循環の確保			
	1)雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
	2)雨水利用施設の設置等適正な水循環の確保や適切な水利用に努める。			
3)樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			

	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。			
	3) 地盤沈下対策を図る。			
	4) 農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 低騒音舗装の整備に努める。			
	11) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	12) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	13) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気除去装置の採用に努める。			
	2) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3) 汚泥の減量化に努める。			

	4) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。			
	3) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	4) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	5) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。				
個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
	1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			

	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

11.下
水道

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	2) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	3) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
	3) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	4) 現存する表土や植生の保全に努める。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早期や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			

	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気除去装置の採用に努める。			
	2) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 汚泥の減量化に努める。			
	3) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			

	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2)構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。			
	3)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	4)照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	5)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
個別配慮目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮事項	景観の統一性への配慮			
	1)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3.地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減			
	1)排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2)良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4)工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1)自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2)省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

個別配慮 目標	2)オゾン層の保護等を通して、地域から地球環境保全に貢献します。			
個別配慮 事項	地球環境への影響の回避・低減			
	1)自然冷媒空調機器の導入の推進に努める。			

12. 用地造成

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	5) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	6) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	7) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	水循環の確保			
	1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
	2) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める			
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。			

	3)地盤沈下対策を図る。			
	4)工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
	5)現存する表土や植生の保全に努める。			
	6)農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1)地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。[再掲]			
	2)工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3)早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。			
	4)建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。[再掲]			
	5)低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6)エコドライブ運動の推進に努める。[再掲]			
	7)建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。[再掲]			
	8)仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9)消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10)低騒音舗装の整備に努める。			
	11)迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。[再掲]			
	12)道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。[再掲]			
	悪臭の発生防止			
	1)臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1)工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2)PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3)廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4)スラグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6)環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1)建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2)現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3)汚泥の減量化に努める。			
	4)梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			

	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。			
	3) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	4) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	5) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
	4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。			
個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
	1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			

	2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

13. 電
気

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	3) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
	水循環の確保			
1) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める				
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			

	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
	電波障害、日照障害の防止			
	1) 工事の施工に伴う電波障害、日照障害の防止に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 汚泥の減量化に努める。			
	3) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施

個別配慮目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握			
	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	3)照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	4)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
個別配慮目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮事項	景観の統一性への配慮			
	1)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減			
	1)排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2)良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4)工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1)自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2)省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

個別配慮 目標	2)オゾン層の保護等を通して、地域から地球環境保全に貢献します。			
個別配慮 事項	地球環境への影響の回避・低減			
	1)自然冷媒空調機器の導入の推進に努める。			

14.水
道

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮 事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
個別配慮 目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。			
個別配慮 事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 汚濁防止膜等の設置に努める。			
	4) 工事に伴う底質の巻き上げによる濁水の拡散等の防止に努める。			
	5) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	6) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			
個別配慮 目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮 事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
	3) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			
個別配慮 目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			

	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 汚泥の減量化に努める。			
	3) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施

個別配慮 目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1)地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2)しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2)現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2)貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	3)照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	4)汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1)優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2)緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
3)生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。				
個別配慮 目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮 事項	景観の統一性への配慮			
	1)工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1)関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1)排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2)良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3)エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4)工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1)自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2)省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			

個別配慮 目標	2)オゾン層の保護等を通して、地域から地球環境保全に貢献します。			
個別配慮 事項	地球環境への影響の回避・低減			
	1)自然冷媒空調機器の導入の推進に努める。			

15. 建築物等

基本目標	1. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	配慮時期		
		調査計画	設計	実施
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。			
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。			
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動(急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動)の推進に努める。			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。			
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)			
	9) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。			
	10) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。			
	粉じんの発生、飛散防止			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			
	2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。			
	3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			
	4) 防塵シート等の設置や散水に努める。			
	個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。		
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減			
	1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。【再掲】			
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。			
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			
	4) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】			
	水循環の確保			
	1) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枘の設置、透水性舗装の採用など)			
2) 雨水利用施設の設置等適正な水循環の確保や適切な水利用に努める。				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。			
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減			
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。			
	2) 地盤沈下対策を図る。			
	3) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。			

	4) 農薬の使用量の低減に努める。			
個別配慮 目標	(4) 静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。			
個別配慮 事項	騒音・振動の回避・低減			
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。【再掲】			
	2) 工事の集中を避け、平準化に努める。(再掲)			
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事实施時間帯の調整に努める。			
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。【再掲】			
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			
	6) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	8) 仮囲(防音塀)や防音シートの設置に努める。			
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			
	10) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。【再掲】			
	11) 道路、駐車場等への環境施設帯の設置に努める。【再掲】			
	12) 駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるよう努める。【再掲】			
	悪臭の発生防止			
	1) 臭気除去装置の採用に努める。			
	2) 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減に努める。			
	電波障害、日照障害の防止			
	1) 工事の施工に伴う電波障害、日照障害の防止に努める。			
個別配慮 目標	(5) 化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。			
個別配慮 事項	有害化学物質の回避・低減			
	1) 工事の実施に当たっては、PCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。			
	2) PCB廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。			
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設(廃棄物焼却施設)で行う。			
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。			
	5) アスベストの適切な処理に努める。			
	6) 室内空気汚染対策に努める。			
個別配慮 目標	(6) 環境への負荷の少ない"ごみゼロ社会"を目指します。			
個別配慮 事項	廃棄物の発生抑制			
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)			
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。			
	3) 汚泥の減量化に努める。			

	4) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			
	資源の再利用			
	1) 建設発生土の有効利用に努める。			
	2) 植物廃材の有効利用に努める。			
	3) 建設副産物の有効利用に努める。			
	廃棄物の適正な処理			
	1) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。			
	2) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。			
	3) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。			
基本目標	2. 人と自然との共生の確保	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1) 野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。			
個別配慮 事項	自然環境や野生生物の把握			
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。			
	2) しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況の把握に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。			
	2) 現状の地形を極力活かすよう努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。			
	2) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。			
	3) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。			
	4) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出			
	1) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。			
	2) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。			
	3) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。			
4) 自然とのふれあいの場の確保に努める。				
個別配慮 目標	(2) 潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。			
個別配慮 事項	優れた景観の維持・形成			
	1) 必要により、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。			
	2) 計画地が、歴史的建造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。			
	3) 計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努める。			

	景観の統一性への配慮			
	1) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。			
	2) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			
	3) 緑化可能な工法の導入に努め、又は緑化に努める。			
	4) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のあふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			
	5) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。			
	公共事業の相互間の調和			
	1) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。			
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進	配慮時期		
		調査 計画	設計	実施
個別配慮 目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。			
個別配慮 事項	温室効果ガスの排出低減			
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】			
	2) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。【再掲】			
	3) エコドライブ運動の推進に努める。【再掲】			
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】			
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。			
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減			
	1) 自然エネルギー活用の推進に努める。			
	2) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			
個別配慮 目標	2) オゾン層の保護等を通して、地域から地球環境保全に貢献します。			
個別配慮 事項	地球環境への影響の回避・低減			
	1) 施設の解体や設備の廃棄に伴って排出されるフロン類の回収、適正処理に努める。			
	2) フロン類・ハロン類の使用の抑制に努める。			
	3) 自然冷媒空調機器の導入の推進に努める。			